

平成 31 年 3 月 18 日

国立大学法人琉球大学
学長
大城 肇 様

医療法施行規則（昭和23年厚生労働省第50号）第9条23第1項第9号に基づき、外部監査を実施しましたので、別紙のとおり報告申し上げます。

琉球大学医療安全監査委員会

委員長 栗原 慎太郎
委員： 赤嶺 真也
委員： 儀間 小夜子
委員： 矢野 恵美
委員： 嘉目 克彦

1. 監査の方法

国立大学法人琉球大学医療安全監査委員会規定に基づき、琉球大学医学部附属病院における医療安全に係る業務の状況について以下の通り、管理者等からの聞き取り、ならびに資料の閲覧、直接の業務の観察によって監査を実施しました。

- ・日時：平成 31 年 3 月 14 日(木曜日) 13:30~14:30
- ・場所：琉球大学医学部 管理棟 3 階 大会議室他
- ・委員長： 栗原慎太郎（長崎大学病院 安全管理部）
- ・委員： 赤嶺 真也（赤嶺真也法律事務所 弁護士）
- ・委員： 儀間 小夜子（NPO 法人子ども医療支援わらびの会 事務局長）
- ・委員： 嘉目 克彦（琉球大学 監事）
- ・欠席委員：矢野 恵美（琉球大学大学院法務研究科 教授）

2. 監査の内容及び結果

すでに医療安全に係る体制の整備等は、前回までの監査委員会において確認済みであり、今回は前回の監査委員会後に実施された医療安全に係る会議の議事録を確認した。

- ・医療安全管理委員会について

医療安全管理委員会は月に 1 回の開催を確認し、内容について質疑応答により監査を実施した。

- ・高難度新規医療技術および未承認新規医薬品等の委員会
議事録を用いて確認を実施した。

3. 光学診療部ラウンド

会議に関する質疑応答ののち、出席委員全員で光学診療部のラウンドを実施した。光学診療部門では、患者導線および機器の導線それぞれに従って、業務の流れを確認した。

内視鏡の実施に際して、タイムアウト、サインアウトなど情報の共有に関する取り組みが有効に実施されていた。また患者誤認防止対策や感染防止に関わる防護具の使用などが適切に実施されていた。検体の搬送や誤認防止対策も実施されていた。

機器の管理については、すべての検査について、使用機器と使用された患者の情報が紐づけて管理されており、電子カルテに記録されていた。また洗浄に関して直接雇用された洗浄員が実施しており、換気など職員の健康被害防止に関しても適切に配慮されていた。

光学診療部の管理は部門長などの主導により、医療安全に配慮されていることが確認できた。

4. 総括

琉球大学医学部附属病院において、医療安全の重要性が病院管理者をはじめとする病院全体で共有されており、ガバナンスにも反映されていることが、監査委員会を開催する度に確認できました。

病院全体での医療安全への理解があることで、医療安全管理者や医療安全管理責任者、医薬品安全管理、医療機器安全管理などの実務担当者が活動しやすく、さらに安全に配慮した病院になる好循環が生まれています。今後とも医療安全への病院全体の支援を継続していただけるようお願いいたします。

今回のラウンドした部門だけの聞き取りでしたが、新病院の移転について、設計などの段階で、医療安全に配慮できる担当者が関与していることが確認でき、改めて琉球大学の長期的な安全文化の熟成が期待できます。こちらについても、ご配慮を継続いただけるようお願いいたします。